

令和6年度みんなで作るまちづくり支援制度 支援事業を募集します

問合せ

住民協働課 住民協働・コミセン担当
内線283

町は、住民団体が自主的・自発的に取り組むことにより、まちづくりへつながる活動を実施する団体に対して、支援金を交付しています。

この支援制度を活用し、みなさんの手でまちづくりをしてみませんか。

- 対象**
- ・町内在住、在勤の5人以上で構成する団体
 - ・町内に事務所および活動の拠点を有する団体

受付期間 1月9日(火)～2月9日(金)【必着】

支援部門 初期的支援部門、継続的支援部門

支援額 ・対象経費の3分の2以内

- ・限度額 100,000円(千円未満切捨て)

※初期的支援部門については、回数に応じて限度額が変わります。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。募集要項、提出書類等は、町ホームページからダウンロードできます。

第11回 暮らしを支える在宅医療・介護・福祉を 考える市民の集いを開催します

問合せ

(事務局) 社会医療法人ジャパン
メディカルアライアンス東埼玉総合病院内
地域ケア拠点 菜のはな ☎(40) 1311

日時 1月28日(日) 13時～15時30分(開場12時30分)

場所 生涯学習センター

内容 第1部 ケアラー支援

講師 吉良 英敏 氏(埼玉県議会議員)

第2部 認知症まちづくり

講師 猿渡 進平 氏(福岡県：医療法人
静光園白川病院 医療連携室長)

参加費 無料

その他 ・事前申込不要

- ・第1・2部の間の20分間の休憩時間に、杉戸オペラ 三井千晴さんたちによる演奏を予定

主催 幸手市・杉戸町・北葛北部医師会

(幸手市・杉戸町より北葛北部医師会が委託を受けて開催します)

税理士による所得税の還付申告相談

予約・問合せ

税理士会春日部支部事務局 ☎048(738)7470

税理士会では、税理士による少額な所得の確定申告に関する「対面相談」を無料で行います。なお、相談内容により、無料にならない場合があります。

(必ず事前予約が必要です)

日程 2月2日(金)～15日(木)(土・日・祝日を除く)

要予約

対象 所得税が還付される下記に該当する方のうち、一定の条件に当てはまる方

- ・年金受給者の方
- ・給与所得者で医療費控除を受ける方
- ・年の途中で退職または就職した方等で年末調整をまだ受けていない方

予約方法 「税理士会春日部支部事務局」へ電話で予約

予約受付時間 9時30分～12時、
13時～16時

相談当日にお手元にご用意ください

◆令和4年分以前の所得税確定申告書(初めて申告する方は不要) ◆令和5年分「公的年金等の源泉徴収票」「給与所得の源泉徴収票」 ◆配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除を受ける方はご家族分の令和5年分の「公的年金等の源泉徴収票」や「給与所得の源泉徴収票」 ◆社会保険料の証明書、生命保険料等の控除証明書、ふるさと納税等その他証明書 ◆医療費控除またはセルフメディケーション税制を受ける方は①～⑤をご用意ください。①医療費控除の明細書もしくはセルフメディケーション税制の明細書②医療費の領収書③特定健診等を受けたことを証明する書類(セルフメディケーション税制適用の方)④医療費通知書(健康保険組合等から郵送される書類)⑤保険金などで補てんされた金額がある場合には、その金額が確認できるもの ◆ボールペン ◆電卓などの計算用具 ◆申告書作成後、直接税務署へ持参される方は、マイナンバー原本、身元確認書類
※還付金を振り込む預金の口座番号等(申告者名義)をご用意ください。

水道料金の基本料金を免除します

問合せ

上下水道課 経営総務担当 ☎(37)1232

町では、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受ける町民の皆さまの生活や経済活動を支援するため、水道料金の基本料金を免除します。

免除内容 水道料金の基本料金を免除し、超過料金のみ請求します。

対象期間 2月検針分から4か月間(2検針分)の基本料金を免除します。

※手続きは不要です。公的機関は、免除の対象外となります。

※下水道料金は通常どおりの請求です。

町内巡回バス「あいあい号」のルート変更に伴う 運賃案について(令和6年4月より)

問合せ

杉戸町地域公共交通推進協議会
事務局(住民協働課内) 内線283

令和6年4月1日にオープンの公共施設「ココティすぎと」の駐車場内に、現行停留所「杉戸3丁目」を移設するため、ルートの一部が変更となる予定です。

なお、運賃については、道路運送法の規程により、協議会等で協議を行うこととなりますが、詳細については、町ホームページをご覧ください。

運賃案は現行どおり200円(減免措置あり)の予定です。

運賃案についてご意見を募集します。1月30日(火)までにご提出ください。



◀町ホームページはこちら



◀ご意見はこちら

犯罪被害者等支援条例を制定しました

相談窓口・問合せ

危機管理課 交通・防犯担当 内線284

町では、万が一犯罪被害者になってしまった方やその遺族に対する支援に取り組むため、犯罪被害者の支援についてその基本的事項を定めた「杉戸町犯罪被害者等支援条例」を制定し、12月に施行しました。

犯罪被害者の方が再び平穏な生活を営むことができるように、警察等関係機関と連携し、支援を行います。

支援の概要

・相談窓口の設置

相談者に対し、必要な情報の提供や助言、役場で手続き可能な制度の案内などを行うほか、必要に応じて関係機関への連絡調整や橋渡しを行います。

・見舞金の支給

犯罪行為により死亡した町民の遺族や、犯罪行為により一定以上の傷害を受けた町民に対し、経済的負担を軽減するために見舞金を支給します。

【見舞金の額】

	支給対象者	支給要件	支給額
遺族見舞金	被害者の遺族	被害者の死亡	30万円
傷害見舞金	被害者本人	療養期間が1か月以上かつ3日以上入院等	10万円

第11回 協働型災害訓練 in 杉戸 ～Femtech Resilience～を開催します

申込・問合せ

協働型災害訓練事務局(すぎとSOHOクラブ)
☎(31)0055、✉cdt.icsjapan@gmail.com

日時 2月9日(金) 9時～17時30分・10日(土) 10時～17時30分

場所 ①すぎとピア、②Zoom(オンライン)

対象 ・首都圏周辺の災害時後方支援自治体の職員

・地域防災に関わっている方、興味のある方

・ICS(災害現場等の指揮系統や管理手法)を学びたい方など

参加費 2,000円 **定員** ①50名、②200名

参加方法 専用サイトから事前申込 **その他** 会場宿泊可(費用別途)



▲詳細はホームページ
(<https://www.icsjapan.org/>)
をご覧ください。